

# 平成30年度秋田市社会福祉審議会 第1回地域福祉専門分科会会議録

日 時：平成30年6月5日(火) 13時30分から15時00分まで

場 所：秋田市役所本庁舎5階 第2委員会室

出席者：委員9人

事務局（齋藤室長、鎌田副参事、秋山副参事、三浦副参事、佐々木副参事、  
山上主席主査、進藤主席主査、加藤主席主査、永井主任、佐々木主任）

欠席者：土肥良三委員、野口良孝委員、渡邊剛委員

## 【専門分科会長の選出】

秋田大学教育文化学部教授の原委員を全会一致で選出

## 【議事】

(1) 副専門分科会長の指名

原分科会長が秋田市社会福祉協議会長の野口委員を指名

## 主な意見

(2) 第3次秋田市地域福祉計画の取組について

- |        |  |
|--------|--|
| (蓬田委員) | ○避難支援対象者名簿の配布先に町内会長とあるが、町内全体には配布しないのか。町内の住民はどのように避難支援対象者を把握するのか。   |
| (事務局)  | ○避難支援対象者自身が情報の提供範囲をどこまで承諾するかという問題があるため、避難支援対象者名簿の配布は町内会長に限っている。名簿を元に町内で避難支援プランを策定する際に、班長や支援に協力する住民等については情報を把握する機会があり、その範囲については町内会に委ねている。 |
| (尾野委員) | ○取組の評価方法は、自己評価なのか。   |
| (事務局)  | ○第2次計画に引続き、自己評価である。なお、第4次計画ではアンケートを実施しており、自己評価と合わせた総合的な評価としている。  |
| (尾野委員) | ○評価項目によって、数値化されているものといないものが混在している。また、数だけでなく質を重視するケースもあると思われるが、それらの考え方について具体的に記載すべきである。抽象的な表現よりも具体的な数値目標を明記することは、今後の評価作業の軽減にもつながる。        |

- |           |  |
|-----------|--|
| (事務局)     | ○数値化が可能な項目についてはできるだけ数値化したい。現在は抽象的な表現となっている箇所についても、第4次計画では具体的な数値を盛り込めればと考えている。                    |
| (尾野委員)    | ○資料1-4の11ページについて、評価等級がCの項目が1件あるが、これは協議会が解散をしたことをもってC評価としたのか。また、協議会の活動自体は何らかのかたちで引き継がれて実施されているのか。 |
| (事務局)     | ○協議会が解散したことにより、内容を見直す必要が出たため、C評価とした。その後の活動については、平成29年3月に当該協議会が解散した以降は特に把握していない。                  |
| (原委員(議長)) | ○取組の内容については資料により把握ができるが、それらの取組によってどのような影響があったかについても分析してほしい。チェック作業の負担が増加するが、効率的な評価方法と合わせて検討してほしい。 |

### (3) 第4次秋田市地域福祉計画の策定について

- |           |  |
|-----------|--|
| (原委員(議長)) | ○資料3について、指標は各施策のなかの一例を取りあげたものなのか、重要な項目を取りあげたものなのか。                                     |
| (事務局)     | ○第3次秋田市地域福祉計画92～93ページの施策体系を参照されたい。各施策には複数の取組が設定されており、指標は各施策のなかの個別の取組を総括できそうな内容を設定している。 |
| (原委員(議長)) | ○指標そのものをより分かりやすい指標に変更することはあるか。   |
| (事務局)     | ○策定方針の12ページ「(2) 施策体系(取組)」にあるとおり、4次計画策定にあたり、施策体系を見直す際に、変更することはあり得る。                     |
| (尾野委員)    | ○第3次計画と第4次計画で大きく変わった点は何か。それとも大きな変更はないのか。   |
| (事務局)     | ○社会福祉法に基づく法定計画であり、高齢福祉や児童福祉といった個別分野ごとでなく、地域にある分野複合的な生活課                                |

題を住民も主体となって包括的な取組によって解決に向かっていくという地域福祉の基本的な考え方は変わらない。しかし、29年の法改正によりその考え方がより明確に示され、「市町村における包括的な支援体制の整備」を掲げ、これを市町村が行う場合には地域福祉計画に記載することとされている。

(尾野委員)

○基本的な考え方は変わらないと理解した。エイジフレンドリーシティなどが基本的な考え方の一部になっているが、近年は人口減少が激しいことから、少子化対策が重要だと思うが、取りあげないのか。

(事務局)

○少子化対策については、他の計画（秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略）で取りあげ、子ども・子育て未来プランなどが子育て支援などの分野で関わってくるものと考えられる。地域福祉計画は子ども・子育て未来プランの上位計画にあたるものであり、少子化対策を直接には取りあげない。

(遠藤委員)

○近年、福祉以外の分野でのボランティア活動が増加しているが、現行計画では、ボランティアとは福祉分野のもののみであるという印象を抱かれやすい記載になっていると思う。ボランティアは福祉分野だけではないことを明確に示すべきと考える。

(事務局)

○4次計画策定作業のなかでより適切な表現を検討していく。

(尾野委員)

○重点事業の設定は、国からの指示等によるものか。

(事務局)

○重点事業は、施策体系の整理の際に、秋田市が独自に設定するものである。

(尾野委員)

○重点事業に設定された事業は、予算の配分を厚くするのか。

(事務局)

○必ずしも予算が必要な事業ばかりではないため、一概には言えない。

(尾野委員)

○事業のアクティビティを高めるという認識でよいか。

(事務局)

○そのとおりである。

(原委員（議長）)

○例えば教育関連の計画等ではトップの意向が強く反映されていることが多いが、地域福祉計画には首長の意向はどの程度

(事務局)

反映されるのか。

○個別具体的な指示については分野ごとの実施計画に反映されるため、基本計画である地域福祉計画に反映されることが少ないことは事実である。仮に市長から具体的な指示があれば、地域福祉計画に反映させることとなる。

(尾野委員)

○先ほどの指標の件とも関係するが、例えば孤独死の増減など、数値等で具体的に成果をとらせ、その結果で次の取り組みにつなげていくような評価の仕組みを、次の計画に盛り込んでほしい。

(遠藤委員)

○県や他市町村の策定状況は。

(事務局)

○地域福祉計画の策定は法的には努力義務だが、策定している市町村が主である。秋田県も策定はしているが、県の場合は市町村を指導する立場であるため、計画の性格が異なる。

【その他】

(特になし)

(以上)